

国立大学法人東京医科歯科大学防災管理規則

平成16年4月1日
規則第174号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における火災、震災その他の災害（以下「災害」という。）を予防し、又は災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災管理の実施に関し必要な事項を定め、もって本学の役員、職員、学生、患者等（以下「職員等」という。）の生命・身体及び教育研究施設等を災害から守ることを目的とする。

(諸法令との関係)

第2条 本学の防災管理については、他の法令等、国立大学法人東京医科歯科大学危機管理規則（平成21年規則第48号。以下「危機管理規則」という。）及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において「部局」とは国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第4章から第6章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び事務組織規則（平成16年規則第4号）第2条から第4条に規定する組織並びに監査室をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

3 この規則において「防災管理区域」とは、別表1の防災管理区域表に定める防災管理区域をいう。

4 この規則において「消防用設備等」とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。

5 この規則において「一般施設」とは、消防用設備等以外の建築物、電気設備、火気使用設備器具及び危険物施設をいう。

第2章 防災対策委員会

(防災対策委員会)

第4条 本学に防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長は学長が指名する副学長をもって充てる。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 各防災管理区域の防火管理者

(委員会の任務)

第6条 委員会は、学長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災に関する諸規則の制定及び改廃
- (2) 防災設備等の改善及び強化
- (3) 防災上の調査及び企画
- (4) 防災思想の普及及び高揚
- (5) その他防災対策に関する必要事項
- (6) 各防災管理委員会における審議事項の内容

2 必要に応じ危機管理委員会へ報告する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、必要が生じたときに委員会を開催する。

2 委員会の庶務は、施設部施設管理課において処理する。

第3章 防災管理体制

(防災管理の総括)

第8条 学長は、本学における防災管理に関する事務を総括する。

2 副学長は、各部局長からの進言について調整する。

3 学長は、防災管理区域毎に法第8条に規定する防火管理者を別表2の指定基準により選任しなければならない。

4 法第36条の規定に基づく防災管理者は、防火管理者をもって充てるものとする。

(事務局長の責務)

第9条 事務局長は、学長を助け本学における防災管理に関する事務を整理する。

(部局防災管理の総括)

第10条 部局長は、当該部局における防災管理に関する事務を総括する。

2 部局長は、学長に防災管理について進言及び報告を行う。

(防災管理組織の整備)

第11条 部局長は、当該部局に係る次の防災管理区域に関する組織を整備しなければならない。

(1) 防災管理委員会（2部局以上をもって一つの防災管理区域とする場合は、合同防災管理委員会。以下同じ。）

(2) 防火担当責任者及び火元責任者（補助者を含む。以下同じ。）

(3) 消防用設備等及び一般施設の点検責任者（補助者を含む。以下同じ。）

(4) 自衛消防隊（2部局以上をもって一つの防災管理区域とする場合は、合同自衛消防隊。以下同じ。）

2 前項第2号及び第3号の補助者は、必要に応じ置くものとする。

3 部局長は、第1項第2号の防火担当責任者及び火元責任者を定めるときは、原則として別表2の指定基準によるものとする。

4 第1項第4号の自衛消防隊は、当該防災管理区域の職員をもって編成する。

(防災管理委員会の審議事項)

第12条 防災管理委員会は、部局長の諮問に応じ防災管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 職員等の人命安全に関すること。
- (3) 消防用設備等及び一般施設の維持管理に関すること。
- (4) 防災管理組織に関すること。
- (5) 震災対策に関すること。
- (6) 防災教育及び訓練に関すること。
- (7) その他防災管理に関すること。

(防火管理者の責務)

第13条 防火管理者は、学長の指示を受け防災管理に関する次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 防災教育及び訓練の年度計画の作成並びに実施指導
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) 消防用設備等及び一般施設の点検の実施並びに不備欠陥事項の改善促進
- (5) 避難又は防災上必要な構造設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理
- (7) 防災管理に関する部局長への助言及び報告
- (8) 法令に基づく諸手続の促進
- (9) 防災管理に関する帳簿及び書類等の整理保存
- (10) その他防災管理上必要な業務

(防火担当責任者の責務)

第14条 防火担当責任者は、担当区域における防災管理に関し、火元責任者を指導監督するとともに、防火管理者へ助言及び報告を行わなければならない。

(火元責任者の責務)

第15条 火元責任者は、担当区域において日常災害予防に必要な次の業務を行わなければならない。

- (1) ガス器具等火気使用設備器具の火気管理
- (2) 災害の危険のある物品の安全確認並びに物品の整理整頓
- (3) その他災害予防上必要な業務

(点検責任者の責務)

第16条 点検責任者は、防火管理者が定めた点検基準により、消防用設備等及び一般施設の点検を行い、点検票を作成し、防火管理者を経て部局長に報告しなければならない。

(自衛消防隊の任務)

第17条 自衛消防隊は、災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときは、部局長の定めるところにより初期の消防活動、警戒活動及びその他防災上の諸活動に当たらなければならない。

2 自衛消防隊は、危機事象（この規則で規定する災害を含む。）が発生し、本学に危機管理対策本部が設置された場合には、当該対策本部の指揮下に入るものとする。各部局に危機管理対策本部が設置された場合も同様とする。

第4章 災害の予防等

(災害予防等)

第18条 部局長は、当該部局における防災管理上必要な次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 火気使用（臨時の火気使用を含む。）に関する事。
- (2) 建築物、電気設備、火気使用設備器具及び危険物施設等の変更に関する事。
- (3) 災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときの通報に関する事。
- (4) 震災予防措置及び地震後の安全確認措置等に関する事。
- (5) その他災害予防等に必要な事項

(職員等の責務)

第19条 職員等は、火気の使用に当たり常に最善の注意を払わなければならない。

- 2 危険物等を取り扱う者は、関係法令等を遵守し、常に最善の注意を払わなければならない。
- 3 災害を発見した職員等は、直ちに関係者に通報し、火災にあつては初期消火に努めなければならない。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育及び訓練)

第20条 部局長は、当該部局の職員等に対し、次の各号に掲げる教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 防災管理組織の周知徹底
- (2) 関係法令及び本学の規則等に定める遵守事項の周知徹底
- (3) 消防計画の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項の周知徹底
- (5) 消火訓練、通報訓練、避難訓練、震災訓練及び総合訓練
- (6) その他防災上必要な教育及び訓練

第6章 雑則

(消防機関への届出等)

第21条 法令等に基づく消防署に対する届出及び報告は、学長が行う。

(調査及び指示)

第22条 学長は、必要があると認めるときは、調査員を任命し、部局における防災管理の状況について調査を行い、その結果に基づき部局長に必要な指示を与えるものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 19 日規則第 26 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 6 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日規則第 48 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 13 日規則第 49 号）

この規則は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 7 日規則第 12 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 15 日規則第 53 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 88 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 6 日規則第 98 号）

この規則は、平成 24 年 11 月 6 日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 70 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日規則第 39 号）

（適用日）

- 1 この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 8 条第 1 項第 5 号中「医学部事務部長」に関する部分及び第 8 条第 1 項第 6 号中「医学部附属病院事務部長」に関する部分は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間、第 8 条第 1 項第 2 号中「総務秘書課長」とあるのは、「総務企画課長」と読み替えるものとする。

附 則（平成 26 年 11 月 13 日規則第 132 号）

この規則は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 21 日規則第 133 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 31 日規則第 164 号）

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 19 日規則第 59 号）

この規則は、平成 30 年 7 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 48 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 26 日規則第 130 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

防 災 管 理 区 域 表

地区名	防 災 管 理 区 域		部 局 名
湯島地区	第 1 区	1号館西・東、5号館、6号館、薬品庫、廃液倉庫	事務局、募金室、統合教育機構、統合研究機構、統合イノベーション推進機構、統合国際機構、統合情報機構、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科、医学部、歯学部、医学部附属病院、歯学部附属病院、難治疾患研究所、学生支援・保健管理機構、職員健康管理室、環境安全管理室、スポーツサイエンス機構
	第 2 区	歯科棟北・南、2号館、7号館、食堂棟、技工研修センター、10号館、廃棄物保管庫 2	
	第 3 区	3号館、8号館南、8号館北、廃棄物保管庫	
	第 4 区	医科 A・B 棟、医科系ボンベ庫	
	第 5 区	M & D タワー	
駿河台地区	21号館、22号館、23号館		事務局、生体材料工学研究所、難治疾患研究所、統合研究機構、大学院保健衛生学研究科
国府台地区	教養部（図書館国府台分館及び保健管理センター一分室を含む。）、学生寄宿舍、合宿研修所、弓道場、国際交流会館		教養部
その他	塔の山住宅跡地、越中島住宅、大賀寮、戸田艇庫、その他		事務局

別表 2（第 8 条第 3 項及び第 1 1 条第 2 項関係）

防火管理者等指定基準

防 火 管 理 者	消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 3 条の資格を有する者で、副課長若しくは副事務長以上の職務にある者又は管理人若しくはこれに代わる者
防 火 担 当 責 任 者	国立大学法人東京医科歯科大学固定資産等管理要項に規定する管理責任者若しくはこれに相当する職務にある者又は管理人若しくはこれに代わる者
火 元 責 任 者	防火担当責任者が指名する者